

見附市選挙管理委員会告示第9号

令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙見附市選挙区において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項及び第2項の規定による投票記載所及び不在者投票記載所における氏名等の掲示について、同条第3項及び第6項の規定によりその掲載順序のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和5年3月31日

見附市選挙管理委員会

委員長 岡村 勝元

1. くじを行う日時

令和5年3月31日午後5時30分

2. くじを行う場所

見附市役所4階大会議室